

第 4 回

小樽市総合計画審議会

令和元年5月28日

小樽市総務部

第4回小樽市総合計画審議会 会議内容

日 時： 令和元年5月28日（火）15：00～15：55

場 所： 小樽市役所消防庁舎 6階講堂

出席委員： 和田健夫委員（会長）、山本秀明委員（副会長）、浅原富希子委員、小川紀委員、鹿角健太委員、斎藤仁委員、酒井隆裕委員、清水道代委員、杉山奈穂子委員、高橋克幸委員、高橋齋委員、高橋龍委員、富田旭委員、中村全博委員、橋本佳彦委員、久末智章委員、布施隆委員、前川勝美委員、前田清貴委員、増田榮治委員、松原三智子委員、三浦誠委員、森万喜子委員、林松国委員、渡邊政義委員

市側出席者： 市長、副市長、病院局長、教育長、総務部長、財政部長、産業港湾部長、生活環境部長、医療保険部長、福祉部長、保健所次長、建設部長、病院局事務部長、消防本部次長、水道局長、教育部長、議会事務局次長

事 務 局： 総務部企画政策室

○企画政策室長

定刻となりましたので、ただ今から、第4回小樽市総合計画審議会を開催いたします。

私は、事務局の総務部企画政策室長 林と申します。よろしくお願いいたします。

本日は16時30分までの終了を予定しておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本審議会は、原則公開で行い、会議録等についても公表を予定しておりますので、御了承願います。

議事に先立ちまして、所属団体の人事異動及び市議会議員の改選により、新たに就任された委員を御紹介申し上げます。

一般社団法人 小樽青年会議所 理事長 鹿角健太委員です。

小樽市議会議員 前田清貴委員です。

北海道開発局 小樽開発建設部長 渡邊政義委員です。

新たな委員名簿につきましては、「資料1」としてお配りしておりますので、御確認いただければと思います。

なお、本日は、阿久津委員、阿部恵美委員、阿部典英委員、天池委員、勝木委員、嶋委員、千葉委員、山村委員、吉井委員が、都合により欠席されています。

また、前川委員、三船委員※につきましては、遅れて出席する予定となっております。

それでは、開会にあたりまして、迫市長から、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

※三船委員は欠席

○市長

皆様には、大変お忙しい中、第4回小樽市総合計画審議会に御参集いただきまして、本当に

ありがとうございます。

皆様には、日頃から市政運営に多大なる御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

昨年は、基本構想について御審議いただき、貴重な御意見を多数頂戴したところであります。それを踏まえて市で改めて検討しまして、昨年12月に市議会の議決を経て、基本構想を策定いたしました。

その後、基本構想の方向に沿って施策の内容を示す基本計画の策定を進め、このたび原案として取りまとめたところであります。

市政は多岐にわたっているため、それを体系的にとりまとめた総合計画は、市役所内の業務の指針としてはもちろん、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていくため、市政の共通理解を図るのにも大いに役立つものと思っております。

このため、基本計画の策定に当たっては、喫緊の課題である人口対策をはじめ、各施策において、市が何を課題として捉え、どのような取組を行おうとしているのか、市民にできるだけわかりやすく伝えられるよう、庁内でも検討を重ねてきたところです。

また、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中、次世代の育成や災害対策のほか、生活に密着した行政サービスなど幅広く目配りし、そうした施策の推進に必要な税収やまちの活力を生むための経済対策も十分意識しながら、策定したところであります。

この後、私の方から諮問いたしますが、委員の皆様におかれましては、様々な視点で御審議いただき、より良い総合計画としていくため、また皆さんとともにまちづくりを進めていくための貴重な意見交換の場となりますよう、特段の御協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○企画政策室長

続きまして、市の方も人事異動がございましたので、出席者を御紹介いたします。

- ・副市長の小山です。
- ・病院局長の並木です。
- ・教育長の林です。
- ・総務部長の日栄です。
- ・財政部長の前田です。
- ・産業港湾部長の上石です。
- ・生活環境部長の阿部です。
- ・医療保険部長の相庭です。
- ・福祉部長の勝山です。
- ・保健所次長の南部です。
- ・建設部長の西島です。
- ・病院局小樽市立病院事務部長の金子です。
- ・消防本部次長の佐藤です。
- ・水道局長の加賀です。
- ・教育部長の森です。
- ・議会事務局次長の佐藤です。

以上でございます。

それでは、これより議事進行を、和田会長にお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしくお願いいたします。

○会長

委員の皆様におかれましては、審議会の活動が再び始まりました。これからしばらく御足労をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

議事を進めさせていただきます。お手元の次第を御覧ください。

まず、報告の「1 基本構想について」です。私どもの審議が終わり、基本構想が出来上がりましたので、それを事務局の方から報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○企画政策室主幹

総務部企画政策室の品川と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは基本構想の策定経過について報告いたします。

まず、資料2「計画の策定に当たって」ですが、これは現状分析などをまとめたもので、市議会には議案である基本構想の附属資料として提出しました。こちらは昨年、諮問したものと変更ありません。ただし、最終的に冊子版として発行する際は、時点修正を行う場合がありますので、御了承申し上げます。

次に、資料3の基本構想ですが、昨年9月にいただいた答申を反映した基本構想案を12月の市議会に提案して可決いただき、こちらのとおり決定いたしました。

次に、資料4「基本構想（原案）に対する答申への対応」を御覧ください。

左側が答申に付された審議会の意見、右側が基本構想策定時点の意見への対応を整理したものです。

右側の「対応区分」の1ページの上二つが「基本計画に反映検討」となっていますが、これは「基本構想の修正はしないが基本計画策定の際に反映を検討する」と整理したものです。

その下の対応区分は「基本構想を修正」となっていて、修正後の文章を掲載しています。アンダーラインは、諮問した原案からの修正箇所です。なお、右側のP3、P4という白抜き文字は、基本構想の該当ページを表しています。

修正内容をいくつか申し上げますと、2ページのNo.6・9・11・14の人口についての意見で、「もっと前向きな文章に」、「交流人口も人口対策の一つと位置付けるように」などとあったのを受け、右側の修正文のとおり、タイトルを「人口減少への挑戦」とし、2段落目「また、交流人口がもたらす経済効果で～」などを追記しました。

なお、意見のナンバーは答申の順番に番号を振ったものですが、この資料では右側の「意見への対応」に合わせて並べていますので、多少前後しています。

続いて、3ページから4ページにかけて、No.13と71の「コンパクトなまちづくり」という原案の表現をもっと具体的なイメージが伝わるように、という意見を受け、「中心拠点と複数の地域拠点到都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくり」と修正しました。

5ページから7ページのNo.28まで、意見を踏まえていくつか修正しています。

7ページ下部のNo.29は、原案の「商工業・企業立地」という施策を「商業」と「工業・企業

立地」に分割するように、など多くの意見があり、その下、8ページから9ページにあるとお、答申に修正文案を載せました。それを基に、右側にあるとお、市で更に修正を加えました。

9ページから10ページのNo.30については、同じく答申に修正文案を載せ、そのまま反映しています。

以後、10ページ以降も、意見を踏まえて修正した箇所を掲載しています。

各資料は後ほど御確認いただければと思います。

以上、簡単ですが、基本構想策定についての報告とさせていただきます。

○会長

ただいま報告いただいた内容について、御意見、御質問はありますか。

それでは、議事次第の「2 基本計画（原案）の諮問」でございます。

これから私どもが行う審議事項が、基本構想を受けて策定されます基本計画を審議いただきますが、まず、市長の方から「基本計画の諮問」をいただきます。審議会を代表しまして、私が市長から諮問書を受理いたしたいと思っております。

～市長から会長へ諮問書の手交～

○会長

ただいま市長から諮問書を受理いたしました。これが、これから審議する原案ですが、皆さんのお手元にもあると思っております。

それでは、今諮問をされました基本計画（原案）の内容につきまして、事務局から説明をしていただきます。お願いします。

○企画政策室主幹

それでは、基本計画の内容につきまして、御説明いたします。別冊の基本計画原案を御覧ください。全体に関わる部分を中心に説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして1ページ、「基本計画について」です。

1の趣旨は、基本計画は、基本構想の方向に沿って、市政全般にわたって施策の体系を定め、施策の具体的な内容を示すものです。

2の計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とし、策定から5年後をめどに中間見直しを行うものとするほか、必要に応じて見直しを検討します。

3の計画の推進については、限られた資源で市民満足度向上などの成果を上げていくことを目指して、基本計画に沿って、毎年度効果的な事業を検討し、財政状況を考慮しながら優先順位を付けて事業を実施します。そして、行政評価により、指標の推移などから施策の効果や施策を構成する事業の妥当性を点検し、事業の見直しやスクラップアンドビルドなどの改善を行う「PDCAサイクル」を確立し、より効果的・効率的な施策の展開を図ります。

めくっていただきまして、2ページから3ページは、施策体系の一覧です。

左側から「テーマ」と「施策」は基本構想と共通です。その右側の「小施策」が、基本計画で新たに設定した体系となります。

めくっていただきまして、4ページからは「人口減少・少子高齢化への対応」です。

こちらも全体に関わりますので、一通り説明させていただきます。

まず4ページの上の文章で「人口減少と少子高齢化の進行は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがある」と人口減の影響を述べています。

その下の人口推計のグラフですが、右下がりの矢印で「総人口は5年ごとに約1万人の減少」、右側の2035年のところには「75歳以上の割合の増加が顕著」「65歳以上計46.1%」、グラフの下部に生産年齢人口と年少人口が大幅減少、と人口構造の変化を説明しています。

そして、こうした見通しを踏まえ、これからも住みよい魅力的なまちであり続けるために、「人口減少への挑戦」、人口減少の抑制を図ることと、「将来人口への適応」を組み合わせしていく必要性を表しています。

その下の文章では、これらは様々な要素が絡み合った複合的な課題であるため、人口対策の視点で施策を関連付けるとともに、分野を横断して課題を共有し、連携して取り組みます。また、本計画及び国・北海道の地方創生関連計画を踏まえて「小樽市総合戦略」を策定し、重点的に推進する、としています。

この「人口対策の視点で施策を関連付ける」というのは、各分野の施策の中から人口対策にも効果がありそうな取組を抽出してパッケージングする、という意味です。各分野の施策はそれぞれ目的を持っていますが、そこに人口対策の位置付けも持たせることで、人口対策も意識して事業を行ったり、横の連携を強化することで効果を上げていこうというものです。

5ページの「1 人口減少への挑戦 住みたい、訪れたいまちづくり」についてです。

「現状と課題」は「小樽市の人口動態」という図にまとめていますが、左側の2015年、現状の人口ピラミッドでも下の方、若い世代が少なくなっていますが、右側2035年の推計では、全体的に細くなり、若い世代が更に少なくなることを表しています。

その下の点線の囲みですが、合計特殊出生率が人口を維持できる2.07より大幅に低いこと、また、20歳台を中心に転出超過が続いていることから、出生数の減少と将来の子育て世代の減少の循環が続くこととなります。

そして、出生数の減少に対し、高齢化により死亡数が多いため、大幅な自然減が続く見通しです。

こうしたことから、右側の太字の部分ですが、「出生率の改善と若年者・子育て世代の減少抑制が急務」、「定住・移住促進による転出超過の改善が必要」、「交流人口等によるまちの活力の維持・向上が必要」と課題を整理しています。

交流人口についての説明は次のページです。「観光客や通勤・通学者、買い物客、季節居住者などの交流人口は、まちににぎわいと消費をもたらし、雇用創出や民間の投資促進、それらに伴う税収の増加など、大きな経済波及効果を生み出し、まちの活力の維持・向上に寄与する」ことから、交流人口も人口対策に位置付けました。

また、次の段落に「近年、地域と多様に関わる人々を指す関係人口という概念が提唱され、地域外の人材が地域活性化の担い手となることが期待されている」として、関係人口にも着目しています。

これらを体系として整理したものが「施策の体系」です。

「人口減少の抑制」と「活力あるまち」という相互に関係する二つの目標を達成するため、対

策の方向性は、外枠で「出生数の減少抑制」と「転出超過の改善」があり、そのために必要な要素として「出生率の改善」と「若年者・子育て世代の減少抑制」を内側に表しています。その下には「活力あるまち」のための方向性の一つとして「交流人口等による地域活性化」を掲げています。

この方向性に基づき、「人口対策の視点で施策をパッケージ」したものが、(1)の「次世代をつくる」から(4)の「にぎわいをつくる」となります。

7ページからが、人口対策の視点で括った施策のパッケージとなります。

まず、「(1)次世代をつくる」は、サブタイトルに「子育ての希望をかなえ、未来の創り手を育む環境づくり」とあるように、子育て世代と子供に働きかける取組を集めています。表の右側「関連施策」は、後から出てくる分野別の施策で、そちらが言わば「本体」となるわけですが、「主な取組」は、関連施策から「人口対策の視点」に合致する取組を抜粋したものとなっています。

次に、「(2)しごとをつくる」です。

住む場所と働く場は密接に結びつくため、サブタイトルの「地域産業の活性化による安定した働く場の確保と、若年者の地元定着」に効果的と思われる取組を集めています。

8ページ、「(3)暮らしの魅力をつくる」です。

「安全・快適な住環境づくりと、移住の促進」とあるとおり、買物環境や、除排雪、交通などの住環境に関わる取組と、移住促進の取組のパッケージです。

次に「(4)にぎわいをつくる」です。

「交流人口等による消費の拡大と地域活性化」に資する取組のパッケージで、商業・観光・港湾・市街地整備などから抜粋しています。

9ページに、「人口減少への挑戦」の進捗を測る指標を設定しています。

上二つの「合計特殊出生率」と「転出超過数」は、ここ10年の平均値を基準値として、人口対策はすぐに効果が現れるものではないため、今後少しずつ改善した場合の今後10年の平均値を目標値として設定しました。

このほか、「子育てがしやすいと感じている市民の割合」など、四つの施策パッケージに対応した指標を設定しています。なお、「マル共 1-1 子育て支援」などと表示しているのは、分野別の施策に設定した指標と共通であることを表しています。

続きまして、10ページ、「2 将来人口への適応 時代に合ったまちづくり」です。

現状と課題の最初に「本市の人口構造は、高年齢層と比べ、現在の子育て世代及び将来の子育て世代となる層が少ないため、出生率や転出超過が改善しても、当面は人口減少が続く見通し」とありますが、それを表したのが「参考：出生率と転出超過が大幅に改善した場合の人口シミュレーション」というグラフです。その下の方に「国提供データの条件」と小さい字で書いてあるとおり、一番下の線は社人研、国立社会保障・人口問題研究所の長期推計で、2065年には総人口は3万2千人ほどとなります。

真ん中の線がその出生率を、2030年までに段階的に2.1、つまり女性一人当たり2人ちょっと子どもを生むところまで上昇させて試算したものです。現状が約1.1、女性一人当たり1人ちょっとの子どもですから、なかなかこうはならないだろう、というくらいまで上げていますが、それでも2065年の推計は4万3千人ほどとなります。

一番上の線が出生率を同じく2.1まで上昇させ、それに加えて、転入・転出が均衡、つまり

転出超過がない、という仮定で試算したもので、ここまですると減少はかなり緩やかになりますが、それでも総人口は今より大分減って、2065年の推計では7万4千人ほどとなります。

これは、「暫定版」として示された国提供データに基づくシミュレーションで、後日、数値を精査して差し替える予定ですので、今は「調整中」としてはいますが、それでも確実に言えることとして、グラフの下の囲みにあるとおり「出生率や転出超過が改善しても当面は人口減少が続く見通し」のため、「人口減少抑制の取組を進めながら、将来の人口規模や人口構造に備えた持続可能なまちづくりを行うことが必要」と結論付けています。

そして11ページの「施策の体系」では、目標を「人口減少と高齢化に対応した持続可能なまちづくり」として、対策の方向性を五つ掲げていますが、そのうち上三つ、「高齢者が活躍できる環境づくり」「健康寿命の延伸」「地域の支え合いの強化」に対応する施策のパッケージを「みんなで支え合う」として、方向性の下二つ、「効率的なまちづくり」「広域連携の推進」に対応する施策のパッケージを「将来に備える」としました。

次に「人口対策の視点」の「(1) みんなで支え合う」は、「生涯活躍でき、安心して暮らし続けられる環境づくり」として、高齢者を地域で支えたり、高齢者が地域社会の担い手となることを促す取組をまとめています。

12ページの「(2) 将来に備える」では、「人口減少下でも暮らしやすい効率的で持続可能なまちづくり」として、住宅・市街地整備・交通などから効率的なまちづくりに資する取組と、広域連携による効率的な行政サービスの提供を図る取組をまとめています。

その下に「将来人口への適応」の指標を五つ設定しております。

続いて、13ページは「まちづくり 6つのテーマ」の施策一覧です。

全部で32の施策がありますが、このうち「重点」と表示している施策が14あります。

この説明が下の囲みにありますが、「重点」と表示した施策は、本計画の策定に当たり実施した市民アンケート調査に基づき「現在の満足度が低く、今後の重要度が高い」領域に分類した施策及び重点的な推進を予定している施策です。

また、次のページからの各施策には、「主な取組」を示していますが、その中で★印を付けたものは、「施策の目的達成のために重要と考えられる取組」「主な新規・拡充の取組」「人口対策として効果的と考えられる取組」を表しています。

続いて14ページです。

各施策の概要は分科会で説明する予定ですが、本日はこの「1-1 子ども・子育て支援」を例に、施策のつくりを御説明します。

まず「現状と課題」として、この分野における現状や、施策を推進する上での課題などをまとめています。

次のページ「施策の内容」は、「(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実」「(2) 保育サービスの充実」というように、いくつかの小施策に分類して、それぞれ「主な取組」と、進捗を測るための「指標」を設定しています。

少し資料にない説明をさせていただきますが、これまでの総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層構造だったものを、第7次総合計画では、シンプルで、市民によりわかりやすい計画とするため、基本構想と基本計画の2層構造に再編することとしました。

このため、今回の基本計画では、「主な取組」という形で、施策の内容を前回の実施計画並みの具体的な記述としたほか、市民向けを意識して、担当部署名も入れております。

資料に戻りまして、「主な取組」のうち、★印がついたものは、先ほど説明しました「重要」と位置付けたものです。

なお、「主な取組」は計画策定時点で考えられる取組であり、実際に各年度、事業として実施する際には、柔軟に、その時々において最適と考えられる手法で実施することとなります。また、5年後には見直しを行う予定です。

以下、「子ども・子育て支援」はかなりボリュームのある施策でして、小施策は(1)から(8)まで設定しております。

17 ページの下の方に「市民アンケート指標」とありますが、これは各施策に、施策全体の市民満足度などを表す指標を設定し、市民アンケートでその進捗を測ることとしています。なお、現在は基準値が入っていませんが、分科会での審議を終えてからアンケートを実施し、基準値を取得する予定としております。

また、その上の小施策(8)の指標に、「子どもの権利条約について理解している市民の割合(アンケート)」とありますが、客観的な指標で適切なものがない場合は、「市民アンケート指標」と併せて、このようにアンケートで小施策の進捗を測ることとしています。

なお、指標については、前回、第6次総合計画でもいくつか設定していましたが、行政評価において、指標の数や内容等が全般的に不足している又は改善を要する、という課題が見出されたため、今回は、小施策ごとに指標を設定するとともに、市民アンケート指標という形で、施策に関する市民意識も数値化して、多角的に施策を評価できるようにしようとするものであります。ただ、現実問題としては、行政の施策の成果が的確に反映されるような指標というのもそう多くはないので、指標の設定には苦労したところですが、できるだけ施策の進捗を数字でも説明できるようにしようという考えで、指標を充実させたものであります。

そして、ページの一番下に「関連計画」として、この施策に関連する個別計画を掲載しています。

この「まちづくり 6つのテーマ」が、分科会で審議していただく中心となるところでして、これと同様のつくりで計32の施策がありますが、説明は割愛させていただきますので、後ほど御確認をお願いします。

そして、かなりページが飛びまして、106 ページを御覧ください。この「市政運営の基本姿勢」は各施策を推進する上での共通の姿勢となりますので、概要を説明いたします。

まず一つ目が「市民参加と協働によるまちづくりの推進」です。

「現状と課題」については、最初の段落にあるとおり、「小樽市自治基本条例の制定により、協働によるまちづくりに取り組んでいます。限られた資源で市民が納得できるまちづくりを行っていくためには、より一層の推進が必要」で、二つ目の段落の3行目ですが「地域を支える人材の高齢化や担い手の不足により、まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されている」こと、そして三つ目の段落「市民団体等との協働による活動、民間企業や大学等との連携協定の締結、産・学・官連携による取組も進められていますが、地域における様々な課題を解消するために、より一層の連携を図り、それぞれの団体等が持つ資源の有効活用が必要」と、課題を整理しています。

107 ページはこうした課題に対する「基本的な考え方」です。

まず「(1)市民参加型の市政運営の推進」では、2 段落目の「ホームページや SNS など多様な媒体を活用した情報提供」。3 段落目の「ワークショップや積極的な対話による市民の意見

やニーズの把握」、「パブリックコメントや市民公募委員候補者の登録制度など、市民意見反映の機会の充実」。4 段落の「特定の施策への賛同を募る寄附制度の活用」「専門部署の設置」。こういったものに努める、としています。

「(2) 地域コミュニティ活動の活性化」では、1 段落目「地域ごとの魅力や特性を生かした活動等に積極的に参加できるような機会を増やす」、2 段落目「リーダー的な役割を担う人材の育成や活動拠点の提供等、必要な支援の充実に努める」としています。

「(3) 民間企業や大学等との連携」では、「民間企業や関係団体、大学、研究機関等との連携を促進し、地域活動に必要な専門知識や能力、ノウハウ、資金などを活用した取組の推進に努める」としています。

続いて 108 ページ、「2 持続可能な行財政運営の推進」です。

まず、「現状と課題」ですが、1 段落目、「近年の地方交付税の削減や市税収入が伸び悩む中で、必要な行政サービスを維持していかなければならず、厳しい財政状況にある」こと。2 段落目、「収支改善プランにおける収支見通しでも多額の財源不足が生じる試算」であること。少し間隔が空いた 4 段落目、「限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応するには、行政運営を経営と考え、最少の資源で最大の効果を発揮できるよう、施策を検証・改善していく仕組みづくりや、職員の資質能力の向上などが必要」。次の段落で「I o T や A I など、I C T 関連の技術革新が進む中、市政においても様々な分野で、こうした技術の導入によって市民の利便性や施策の効果の向上等が期待される」。下から二つ目の段落「老朽化が進む多くの公共施設等について、今後は大規模改修や建替えなどが見込まれることから、どのように維持管理していくかを検討する必要がある」と整理しています。

109 ページの「基本的な考え方」の「(1) 財政健全化の推進」では、「人口や財政の規模に見合った行政経営や、行財政改革の取組を推進」し、「全ての事務事業について、その必要性や費用対効果を点検・検証し、選択と集中を図る」として歳出を抑えつつ、「産業・観光振興などで税収増を図る」ほか「ふるさと納税の推進など、市民生活を守る行政サービスや魅力あるまちづくりを行うための財源確保に努める」としています。

「(2) 効果的・効率的な行政経営の推進」では、「市民ニーズや客観的なデータなどの根拠に基づき、目的やターゲットを明確化した企画立案に努め」、「多様な手法を比較検討し、費用対効果の高い事業展開を図り」、「行政評価により、施策の効果や事業の妥当性などを点検」し、「事業の見直しやスクラップアンドビルドを行うなどの継続的な改善」に努めます。また、次の段落で「人材育成」を、その次の段落で「効率的で市民にとって利便性の高い組織体制づくり」に努めることとしています。

続きまして 110 ページ、「(3) 公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化」では、「公共施設を更新する場合は複合化を進め、既存施設も他用途への転換等を図り、施設総量を削減」また、「民間活力の活用や、予防保全型の維持管理で、維持管理経費や更新費用の平準化と縮減を図る」などとしています。

最後となりますが 111 ページ、「3 広域連携の推進」です。

「現状と課題」では、2 段落目、「人口減少により、各自治体が単独で行ってきた住民サービスを今後も維持し続けることが難しくなってくると予想されますが、生活に密接したサービスは安定的に提供していかなければならない」ことから、次の段落の最後で「行政区域を越えた広域連携の取組をより一層推進することが求められている」と整理しています。

112 ページの「基本的な考え方」では、「(1)行政区域を越えた連携の推進」として、「北しりべし定住自立圏及びさっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村などとの緊密な連携や役割分担のもと、生活に関わりの深い分野についての事業を本市の独自性を保ちながら協力して推進する」などとしています。

また、「(2)広域的、長期的な課題解決への取組」として、「高速道路などの整備促進や北海道新幹線の札幌延伸の早期完成については、関係市町村と共同して要望活動に取り組むなど、地域の共通課題の解決に向けて広域的な観点で事業を推進に努める」などとしています。

次に「資料5 まちづくり6つのテーマ 基本構想・基本計画対応表」を御覧ください。これは、基本計画の「施策の内容」が、基本構想のどこに対応しているのかを整理したものです。基本計画の審議に当たって、参考としていただければと思います。

事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。ただいま総合計画について説明いただきました。時間がありませんでしたので、全ての説明はできませんでしたが、実際にはこれから審議を進めていく際に皆さんに読んでいただいて、御質問や御意見をいただきながら進めていくこととなりますが、御意見は審議の過程でやっていただきたいと思っておりますけれども、御質問等ありますか。

それでは、これから、ただいま説明いただきました基本計画を審議いただくわけですが、審議もこれまでの基本構想と同様に、分科会で分担してやっていただき、最後に出てきた意見を本会議で調整してまとめるということです。

そこでまず、次の議題になりますけれども、次第の「3 基本計画（原案）の審議の進め方について」に進みます。

まず、「分科会の所属について」、事務局から説明させていただきます。

○企画政策室主幹

資料6「小樽市総合計画審議会 分科会委員一覧」を御覧ください。これは、昨年9月の「第3回審議会」において決定した分科会構成で、新任の委員につきましては、前任の方と同じ分科会に配属させていただきました。

なお、昨年の基本構想の審議は、この三つの分科会のほか、分野を横断する部分について審議した「総論分科会」がありましたが、基本計画ではここで所管していた部分が少なくなるため、「総論分科会」に所属していた方の希望をとってほかの分科会に移っていただき、この三つに再編したものであります。

分科会長については、◎で表しているとおり、昨年の基本構想の審議と同じく、人・暮らし分科会は松原委員、産業振興分科会は林(りん)委員、都市・環境分科会は三浦委員にお願いしたいと存じます。

○会長

この三つの分科会にてそれぞれ御審議いただきますけれども、この分担について御質問はありますか。

特になければ、この分科会で今後審議を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいた

します。

それでは、この審議の進め方について、スケジュールを事務局から説明願います。

○企画政策室主幹

それでは、資料7「基本計画の審議の進め方(案)」を御覧ください。

左側の図のとおり、今後は「分科会で質疑・意見交換」、「市で意見反映検討、修正案提案」、「分科会で修正案の確認・調整、分科会報告書作成」、「審議会から市に答申」という流れで進めてまいります。

その右側に説明がありますが、「6月～8月 審議会分科会」のところに「人・暮らし分科会」「産業振興分科会」「都市・環境分科会」の三つの分科会を、それぞれ3回ずつ開催予定で、延べ9回、各回最大3時間程度、とあります。

基本構想の際は各回2時間程度でしたが、今回はページ数も多いので、もう少し時間を取らせていただきます。各分科会が所管するテーマは表のとおりです。

第1回分科会は、人・暮らし分科会が6月28日14時から、産業振興分科会が6月27日9時30分から、都市・環境分科会が6月27日14時から行います。

第2回分科会は7月上～中旬に開催し、この2回で質疑・意見交換を行って、原案に対する意見を取りまとめます。

続いて、その下の点線の囲みのところですが、市で意見反映を検討し、第3回分科会に修正案を提案します。なお、分科会の審議と並行してパブリックコメントを行いますので、この意見への対応や、そのほか指標の基準値を直近の数値にするなど、修正案には諸々の修正も反映させる予定です。

続いて、第3回分科会は、7月下旬から8月上旬を予定していますが、そこで修正案の確認・調整をして、分科会報告書を作成します。

分科会報告書のイメージを図で表していますが、諮問を受けた原案に、分科会の意見を反映させたものを、分科会報告書とする予定です。

なお、昨年の基本構想の答申では、審議会としての意見を取りまとめるのに留めて、それをどう反映させるのかは市に一任とさせていただきましたが、何名かの委員から、「意見がどう反映されるのかわからない」という御意見もいただきましたので、今回、基本計画では、このように改めさせていただきたいと思えます。

その後は、8月中旬～下旬に答申書、これが基本計画の審議会案となりますが、その調整を行います。事務局で分科会報告書を取りまとめて答申書案を作成し、正副会長に確認していただきます。なお、意見調整が必要な場合などは、正副会長、分科会長で協議して、調整します。

最後に、8月下旬から9月初旬に、第5回審議会・全体会議を開催し、答申書の全体確認の後、会長から市長に答申していただく予定としております。

なお、この答申をもって、審議会委員の委嘱が終了することとなります。

また、一番下に「8月～9月 市民アンケート実施、アンケート指標の基準値・目標値設定」とあるとおり、先ほどの基本計画の説明で申し上げた「市民アンケート指標」の基準値取得のためのアンケート調査を、後日行う予定です。

次に、資料8「基本計画策定スケジュール」を御覧ください。

こちらは、当審議会も含めた基本計画策定の全体スケジュールです。

6月から7月にかけて、審議会分科会のほか、パブリックコメント、市議会第2回定例会があり、そこから左に矢印が向かっていますが、市でこれらの意見を反映した修正案を検討し、それを第3回分科会に返します。

その後、答申をいただき、それを市議会第3回定例会に報告します。

これと並行して市民アンケート調査を行い、市民アンケート指標の基準値・目標値を設定しまして、10月に策定を完了する予定としております。

その後は冊子版・概要版を印刷しまして、市民等に周知します。

続きまして、資料番号は付けておりませんが、「第1回分科会の開催について」という案内文がお手元にあるかと思いますが、第2回・第3回の分科会日程調整票を、それぞれ所属する分科会についてお配りしています。

まず第1回分科会の開催案内ですが、「人・暮らし分科会」は6月28日・金曜日の午後2時から3時間程度、「産業振興分科会」は6月27日・木曜日の午前9時30分から2時間半程度、「都市・環境分科会」は6月27日・木曜日の午後2時から3時間程度を予定しております。

なお、第1回の日程は、先日御都合をお伺いした中で、多くの委員が出席可能な日とさせていただきます。それぞれ「出欠等回答書」を付けておりますので、6月10日までに御連絡をお願いいたします。

もう1枚、「分科会日程調整票」と見出しのついた紙もお配りしておりますが、こちらは第2回・第3回分科会の開催日を決めるため、予め御都合をお聞きするものです。こちら合わせて6月10日までに御回答をお願いします。この場で書いていただいても結構です。

なかなか全員のスケジュールを揃えるのは難しいため、御都合が合わない委員におかれましては、大変申し訳ありませんが、後日何らかの形で、審議の概要をお知らせしますので、こちらで審議状況を御確認いただくとともに、御意見・御質問等がありましたら、随時、事務局までお寄せいただければと思います。

事務局からの説明は、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。基本的には、前回は行った基本構想の審議のやり方と同じよう行うということです。分科会が四つから三つになったということですが、審議時間が長くなる。それから、報告書を作成するときに意見が反映されたかが分かるように記述するということは変更になるとのことです。スケジュール等報告全体について、御質問はありますか。

分科会の分担は、どうなっているのですか。基本計画全体の中でも、委員の皆さんが重点的に読まなければいけないところだと思っております。

○企画政策室主幹

はい、分担については、資料7の上の方に「各分科会の所管」と記載してありまして、表で載せております。

○会長

ありますね。分かりました。こういう分担ですので、それぞれの委員の皆さんは、所属している分科会の審議をするテーマにつきましては、読んでおいていただければと思います。よろ

しいでしょうか。

○OA 委員

日程について、審議会に参加できない場合、申し上げたい質問があった場合は、個別に対応していただけるのでしょうか。

○企画政策室主幹

はい。出席できない場合でも、随時事務局の方に御意見を出していただければ、〇〇委員からこのような意見が出されましたがどうでしょうか、という形で、分科会の中で諮ってまいりたいと考えております。

○会長

前にも同じようにやっていましたね。

他に、いかがでしょうか。確認しておきたいことはありますか。

では、実際の分科会のところで、いろいろ御質問していただければと思います。

それでは、ただいま説明がありましたようなスケジュールや審議の進め方で、議論を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、次第の「4 その他」ですが、事務局から何かありますか。

○企画政策室主幹

では、本日お渡ししました基本計画につきましては、所管分野を中心に内容を御確認いただき、分科会の際にお持ちくださいますよう、お願いいたします。

また、委員報酬については、1週間から10日後を目途に、指定口座にお振り込みさせていただきます。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。全体を通して、質問はよろしいでしょうか。

なければ、本日の会議はこれで終了いたします。

長時間ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。